

令和3年度
生活交通確保維持改善計画
(令和3~5年度)

令和2年 月 日

美濃加茂市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称				
美濃加茂地域内フィーダー系統確保維持計画				
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性				
<p>第2次美濃加茂市地域公共交通網形成計画では、「安心・安全で便利な公共交通をみんなで育み、いつまでも健康で豊かに暮らせるまち」を美濃加茂市の交通将来像としており、この実現に向け、市民が日常生活を送る上での移動手段としても誰もが利用できる公共交通の確保・維持を必要としている。美濃太田駅を発着点に各地域を毎日運行するあい愛バスにおいては、地域と交通拠点をつなぐ役割を果たしている。</p> <p>「あまちの森・しょうよう線」が走る太田・加茂野方面は長良川鉄道の路線が通る部分があるものの、全ての地域に対応できてはならず、移動も駅間に限られるため、太田・加茂野方面全域から鉄道駅や市街地へ行く交通手段として当該路線が必要である。</p> <p>「フルーツ線」が走る山之上・蜂屋方面、「さとやま線」が走る伊深・三和方面には、自家用車と「あい愛バス」以外の交通手段がなく、特に高齢者の方にとって市街地の病院や買い物施設の利用や美濃太田駅で鉄道を利用するための交通手段として当該路線を確保する必要がある。</p> <p>この3路線は地域公共交通を整備するために平成30年度に新設され、平成30年度から令和2年度にかけては補助事業を活用し、利便性の向上と利用者数の増加が図られた。</p> <p>今後も地域間を結ぶ幹線的な「古井駅—可児川駅線」や広域バス路線機能の維持・確保を関係市町と連携を図りつつ、地域公共交通確保維持事業により、「あまちの森・しょうよう線」、「フルーツ線」、「さとやま線」を生活交通の手段として維持していく必要がある。</p>				
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果				
(1) 事業の目標				
<p>※網形成計画に定める令和7年度の利用者目標（12.4万人）に応じた年度ごとの利用者目標を設定していますが、新型コロナウイルス禍における、施設の閉館や行事の中止、外出の自粛等による利用者の減少により目標を下回る事も想定されます。</p> <p>◎美濃加茂市地域公共交通網形成計画全体の目標・・・公共交通全体の利用者数の増加 （参考：第2次美濃加茂市地域公共交通網形成計画 P64 より）</p> <p>【各路線の目標値】あい愛バス利用者数（人）</p>				
路線名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考) 令和元年度実績
あまちの森・しょうよう線	18,700	19,400	20,100	18,539
フルーツ山之上線	6,300	6,500	6,700	12,533
フルーツ蜂屋線	6,300	6,500	6,700	
さとやま線	10,400	10,800	11,200	10,168
全体	104,000	108,000	112,000	101,957

(2) 事業の効果

フィーダー系統のバスを運行することで、美濃加茂市内各地区の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、交通ネットワーク拠点の美濃太田駅に接続することにより、市内中心部へのアクセスが向上し、こどもからお年寄りまで外出の機会が増えることによる健康増進、通勤・通学や買い物等による地域経済の活性化に寄与することも期待される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

※網形成計画に掲げる利用促進の取り組み例を挙げていますが、新型コロナウイルス禍においては、行事の中止や不要不急の外出自粛を要請する社会情勢にともない、利用促進の取り組みを控える場合があります。

公共交通の利用促進策 (美濃加茂市地域公共交通網形成計画 P72、73 より)

(1) 先端技術を取り入れた公共交通に関するわかりやすい情報を提供する事業

① 公共交通利用に係る積極的な情報提供 (実施主体: 美濃加茂市、交通事業者)

- ・ 駅やバス停でのデジタルサイネージを用いた情報提供
- ・ 各種イベント時におけるバス PR ブースの設置
- ・ 市広報紙や市ホームページの情報掲載の充実・公共交通を利用していない人への情報提供
- ・ 転入者・観光客等を対象にした路線図・時刻表の配布

② 分かりやすい公共交通案内 (実施主体: 美濃加茂市、交通事業者)

- ・ 公共交通マップ及び分かりやすい路線・時刻表の表示
- ・ 分かりやすいバス車両、バス停等への路線表示
- ・ 標準的なバス情報フォーマット (GTFS) の継続的な運用・活用
- ・ 車両位置情報サービス「MOGULE」の運用・活用

(2) 公共交通の利用を誘導する事業

① 割引運賃・企画切符の導入 (実施主体: 美濃加茂市、交通事業者)

- ・ 運賃のキャッシュレス支払い方法の継続・乗り放題定期券の継続発行
- ・ ウォーキングイベント等とのタイアップ企画切符の導入

② 高齢者に向けた環境整備と制度の拡充 (実施主体: 美濃加茂市)

- ・ 高齢者に対する運賃の割引・免許返納者に対する優遇措置等

③ 市民サポーター制度の導入の検討 (実施主体: 美濃加茂市、市民)

- ・ 市民サポーターによる利用案内、乗り降りの補助等

④ 待合・乗継・乗降環境の改善 (実施主体: 美濃加茂市、交通事業者)

- ・ 乗継拠点等における乗継・待合環境の改善
- ・ 駅の整備、駅前駐輪場の整備・各拠点におけるにぎわいの創出

(3) バスへの愛着 (マイバス意識) を高める事業

① 関係団体との連携による公共交通の利用促進 (実施主体: 美濃加茂市、関係団体)

- ・ 市の各種イベントにおける公共交通の利用促進キャンペーン
- ・ 商業振興、観光振興を目的とする関係団体との連携

② 企業と連携した取り組み (実施主体: 美濃加茂市、関係団体)

- ・ 公共交通の車内広告、駅やバス停のネーミングライツなど、企業などと連携した取り組みの実施
- ・ あい愛バスをモチーフとした菓子の製造・販売

③ 市民による各種活動の実施 (実施主体: 美濃加茂市、市民)

- ・ 「バス」と「まちづくり」を考える地域懇談会 (おしゃべり喫茶) の継続開催
- ・ バスに乗って参加したくなるイベントの提案・参加 (スタンプラリー等)
- ・ バス車内での歴史・観光案内・駅やバス停周辺の清掃、緑化などの環境整備

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
美濃加茂市
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
≪補助対象事業者≫ 新太田タクシー(株) ≪対象路線≫ あまちの森・しょうよう線、フルーツ線、さとやま線
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

<平成27年度>

- H27. 5. 28 第1回 地域公共交通活性化協議会規約・規程等について等
H27. 6. 16 第2回 美濃加茂市地域公共交通網形成計画策定のためのニーズ調査について等
H27. 11. 18 第3回 美濃加茂市地域公共交通網形成計画策定のためのニーズ調査結果及び課題の整理
H28. 2. 4 第4回 美濃加茂市地域公共交通網形成計画について等
H28. 3. 17 第5回 「美濃加茂市地域公共交通網形成計画（案）」に関する意見募集結果について等

<平成28年度>

- H28. 10. 11 第1回 平成27年度事業報告等（書面決議）
H28. 12. 16 第2回 あい愛バスの再編運行に関する協議
H29. 2. 16 第3回 (株)岐阜バスコミュニティの吸収合併に伴う事業継承について（書面決議）

<平成29年度>

- H29. 4. 10 第1回 あい愛バスの再編運行に関する協議
H29. 6. 13 第2回 あい愛バスの再編運行に伴う路線の廃止について、美濃加茂地域内フィーダー系統確保維持計画等
H29. 7. 27 第3回 あい愛バスの再編運行に関する協議（書面決議）
H29. 11. 24 第4回 乗継料金無料化、運行経路の変更、予備車両の追加に伴う移動円滑化基準適用除外の認定について
H29. 12. 22 第5回 停留所の名称変更、運行経路の変更、停留所の移設及び廃止について、道路両側へのバス停標識の設置について等
H30. 1. 31 第6回 停留所の移設及び名称変更について（書面決議）
H30. 3. 14 第7回 生活改善事業計画について（書面決議）

<平成30年度>

- H30. 6. 1 第1回 停留所の移設について（書面決議）
H30. 6. 19 第2回 平成30年度事業計画・予算等
H30. 11. 28 第3回 ダイヤ改正、停留所の新設・経路変更等

<平成31（令和元）年度>

- H31. 4. 17 第1回 バスタイプ車両の予備車登録、経路変更等（書面決議）
R 1. 5. 27 第2回 令和元年度事業計画・予算・令和2年度生活交通確保維持改善計画等
R 1. 6. 21 第3回 令和元年度歳入歳出予算の変更について（書面決議）
R 1. 10. 8 第4回 車両最大値の変更について（書面決議）
R 1. 12. 12 第5回 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について等

18. 利用者等の意見の反映状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP）を整備し、経路検索事業者にデータ提供をしたことで、「Google マップ」や「NAVITIME」、「Yahoo! 乗換案内」などの経路探索サービスにあい愛バスが移動手段の候補として表示されるようになった。 ・バスの遅延等の情報がわからない事による利用者の不安を解消するために、スマートフォンで利用可能な位置情報サービス「MOQULE（モークル）」を運用開始。 ・キャッシュレス化に対応するため、スマートフォン決済「LINE Pay（ラインペイ）」、「PayPay（ペイペイ）」を導入。 ・バスの利用促進策を募る懇談会で提案されたアイデア「あい愛バススタンプラリー」を中学生以下を対象に夏休み期間に実施。 	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	岐阜県都市建築部公共交通課
関係市区町村	美濃加茂市（市長）
交通事業者・交通施設管理者等	岐阜乗合自動車㈱、東濃鉄道㈱、社団法人岐阜県バス協会、岐阜県タクシー協会、新太田タクシー㈱、長良川鉄道㈱、岐阜乗合自動車労働組合、岐阜県可茂土木事務所
地方運輸局	国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局
その他協議会が必要と認める者	美濃加茂市健寿連合会、身体障害者福祉協会美濃加茂支部、住民代表、美濃加茂商工会議所運輸通信部会、岐阜県加茂警察署、名城大学教授

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）岐阜県美濃加茂市太田町 3431-1

（所 属）美濃加茂市 市民協働部 地域振興課

（氏 名）日比野 公哉

（電 話）0574-25-2111（内線 249）

（e-mail）chiiki@city.minokamo.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

3年度

市区町村	運行予定者名	運行システム名 (申請番号)	運行システム			システム キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
美濃加茂市	新太田タクシー (株)	(1) あまちの森・しょうよう線系統1	美濃太田駅南口	西総合グラウンド、加茂野交流センター、太田小学校	美濃太田駅南口	27.2km循環	362日	2534.0回		路線定期	②(2)	発着点となる美濃太田駅でJR高山本線と接続する。	③
		(2) あまちの森・しょうよう線系統2	美濃太田駅南口	西体育館、加茂野交流センター、太田小学校	美濃太田駅南口	27.9km循環	362日	362.0回		路線定期			
		(3) フルーツ山之上線系統1	美濃太田駅北口	総合福祉会館、山之上交流センター	美濃太田駅北口	16.8km循環	294日	1176.0回		路線定期			
		(4) フルーツ山之上線系統2	美濃太田駅北口	山之上交流センター	美濃太田駅北口	16.4km循環	362日	1720.0回		路線定期			
		(4) フルーツ蜂屋線	美濃太田駅北口	蜂屋交流センター西	美濃太田駅北口	17.0km循環	362日	2896.0回		路線定期			
		(5) さとやま線	美濃太田駅北口	伊深交流センター	美濃太田駅北口	30.9km循環	362日	2896.0回		路線定期			

(注)

1. 区域運行の場合は、運行システムの「経由地」に営業区域を記することとし、「システムキロ程」について記載を要しない。
2. 「システムキロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環システムの場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定システムを示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	美濃加茂市
-------	-------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域	7,204

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
3,237人	加茂野	局長指定
735人	山之上	局長指定
2,011人	蜂屋	局長指定
1,178人	伊深	局長指定
43人	三和	局長指定

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
美濃加茂市地域公共交通網形成計画	平成28年5月10日	平成30年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
7,204人	$7,204人 \times 120円 \times 0.7 + 200万円$	2,605千円

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。なお、記載する場合の適用算定式においては平成31年度(令和元年度)における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の通知(令和元年6月25日付国総支第9号)の算定式を用いること。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)